

週休2日の積算方法について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」による場合)

○ 労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
= 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
= 労務単価（夜間、時間外等の補正後）× 週休2日補正係数

○ 共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費対象額 A, b : 工種毎に決まる係数

- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
= 共通仮設費率（補正前）× 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
= 共通仮設費率（施工地域補正後）× 週休2日補正係数

○ 現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 対象純工事費 A, b : 工種毎に決まる係数

- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
= 現場管理費率（補正前）× 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
= 現場管理費率（施工地域等補正後）× 週休2日補正係数

○ 市場単価・標準単価

- ・ 市場単価・標準単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
= 市場単価・標準単価（基準額）× 週休2日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
= 市場単価・標準単価（週休2日の補正後）× 施工規模等の補正係数

※ 市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

週休2日工事の補正係数について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」による場合)

※ 土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）に記載されている諸経費体系以外を使用する工事については、各諸経費体系に対応した週休2日工事の積算方法を適用すること。

○ 労務費・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

| | 労務費 | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|-----|------|--------|--------|
| 月単位 | 1.02 | 1.04 | 1.05 |
| 完全 | 1.02 | 1.05 | 1.06 |

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○ 市場単価などの取扱い

- 「土木工事市場単価」 ⇒ 工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称 | 区分 | 月単位 | 完全 |
|-------------------|-------|------|------|
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.02 | 1.02 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.02 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 | 1.01 |
| 吹付枠工（簡易吹付法枠工法も含む） | | 1.01 | 1.01 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 |

※ 簡易吹付法枠工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付枠工を準用する。

※ 基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（「完全」の場合…「現場閉所・完全週休2日（土日）」、「月単位」の場合…「現場閉所・月単位」）のものを使用する。

- ・「土木工事標準単価」 ⇒ 工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称 | 区分 | 月単位 | 完全 |
|--------------|----|------|------|
| 区画線工 | | 1.02 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 | 1.02 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.01 | 1.01 |
| | 人力 | 1.02 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 | 1.01 |

※ 基準書に記載していない標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（「完全」の場合…「現場閉所・完全週休2日（土日）」、「月単位」の場合…「現場閉所・月単位」）のものを使用する。

○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。